児童指導員の資格要件

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

	児童指導員の資格要件	提出書類
1	地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成	卒業証明書
	する学校その他の養成施設を卒業した者	
2	社会福祉士の資格を有する者	社会福祉士登録証 (写)
3	精神保健福祉士の資格を有する者	精神保健福祉士登録証(写)
	쓰러~~ # ^ H 수 다 ~ 나 ^ 드 나 ^ 드 네 쓰	上兴 /夕兴到》 大米三四事
(4)	学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、	大学(各学科)卒業証明書
	心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科又はこ	成績・単位修得証明書
	れらに相当する課程を修めて卒業した者	
(5)	学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、	成績・単位修得証明書
	心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀	
	な成績で修得したことにより、同法第102条第2項	
	の規定により大学院への入学を認められた者	
(6)	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、	成績・修了証明書
	心理学、教育学もしくは社会学を専修する研究科又は	
	これらに相当する課程を修めて卒業した者	
7	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学も	卒業証明書
	しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課	成績・修了証明書
	程を修めて卒業した者	
8	学校教育法の規定による高等学校もしくは中等教育学	高等学校等卒業証明書
	校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学	及び実務経験証明書
	への入学を認められた者もしくは通常の課程による 1	
	2年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれ	
	と同等以上の資格を有すると認定した者であって、2	
	年以上児童福祉事業に従事した者	
9	学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校	教員免許 (写)
	又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であっ	
	て、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めた者	
10	3年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労	実務経験証明書
	働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの	